

道殿ノ秘藏ノ牛係テ、牛飼ノ裝束相具シ、百石ノ米、百匹ノ絹、被送遣ケル上ニ、今日廳辨ニ奉成返ト有ケレバ、大形嬉ナドハ云計ナシ、手ノ舞足ノ踏所ヲ忘タリ、被免出仕ダニモ有難キニ、サシモ貧シカリツル家中ニ、百石百匹牛車ヲ見廻シ給ヒケン心中、唯推量ベシ、一門人々モ馳集、家中ノ者ドモ寄合テ、酒宴歡樂シテモ、抑是ハ夢カヤ夢カヤトゾ云ケル、

〔神田本太平記三十五〕山名發向之事并北野參詣人政道雜談之事

西明寺の時賴禪門ハ、ヒソカニ貌ヲやつして、六十ヨ州ヲ修行シ給フ、或時攝津國難波ノうらニ行至リヌ、日已ニ暮けれバ、アレたる家ノかきマバラニ軒傾キテ、時雨も月もサコソもるらんと覺えたるニ、立よりテ、やどヲかり給フニ、内より年よりたる尼一人出て、やどをかし奉るベキ事ハ安けれ共、藻鹽草ならでハしく物もなく、いそなり外ハ參らスベキ物侍らチバ、中々やどをかし奉つても、かひなしとわびけるを、さりとてハ日もはやくれはてぬ、又問ベキ里も遠けれバ、まげて一夜ヲあかし侍らんと、とかく云わびてと、まりツ、タビチノ床ニ秋ふけて、うらかせさむくなりヌレバ、折たくアジノよもすがら、ふしわびてこそあかしけれ、朝に成ぬれバ、主の尼公手づから飯具とる音シテ、椎ノ葉おりしキたるおしきのうヘニ、餉もりてもち出たり、かひぐしくハ見えなガラ、かゝるワザなんどニなれたる人とも見えチバ、覺束なく思ヒテ、などや御内ニ召つかへる、人ハ候ハヌやらんと問給ヘバ、尼公なくくサ候ラヘバニソ、親ノゆづりヲ得て、此所ノ一分ノ地頭ニて候ヒシヲ、夫ニスてられ子ニも別れて、便りなき身となりはて候らヒし後、總領何がしと申す者、關東奉公の權威ヲもつて重代相傳ノ地頭職をおさへてとつて候らへども、京がまくらニ参りて訴訟ヲ申ベキ代官も候ハねバ、此廿ヨ年貧窮孤獨ノ身トなりて、アサノ衣ノあさましく、かきほノ柴ノしばくも世ニスムヘキ心チも侍らねど、袖のミぬる、露ノ身の、きえぬほどとて世をわたる、あさげの煙ノ心ぼそき、只おしはからせ給ひ候らヘト、委ク